燃料電池フォークリフト導入費補助金の手引

令和５年６月１日

神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室

１　補助金の概要

燃料電池フォークリフトの導入に要する経費の一部を補助します。

２　補助要件

県内に有する事業所で燃料電池フォークリフトを導入する法人

３　補助対象車両

・一般販売されている新車であること。

・神奈川県内で使用すること。

・車両販売業者が販売促進活動（展示・試乗等）に使用する車両でないこと。

４　補助対象事業者

環境省補助執行団体が実施する二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業）（以下「環境省補助金」という。）の交付申請を行った者

５　補助対象経費

環境省補助金の補助対象経費と、当該車両に対応する一般的なエンジン式車両の導入経費の差額とします。

６　補助金積算方法・上限額

補助対象経費に２分の１を乗じた額。ただし、上限額は 500 万円とします。

７　受付期間

交付申請書の受付は、令和５年４月 27 日（木）から令和６年２月 29 日（木）まで

（予算額に達した場合は締め切ります。）

８　補助事業の流れ

（１）交付申請書の提出

必要書類を整えた上で、交付申請書を提出してください。

（２）交付決定通知書の送付

申請内容を審査し、補助の要件に適合した場合、交付決定通知書を送付します。

交付決定前に納車・代金の支払完了がなされると、県の補助金は交付対象外になります。必ず交付決定日よりも後に事業に着手してください。

審査には１か月以上かかることがあります。申請書は補助事業の着手予定日の１か月以上前に提出してください。

（３）車両の導入

交付決定日よりも後に納車・代金の支払完了、車両導入のための手続を進めてください。

納車・代金の支払は、全て年度内（令和６年３月 29 日（金）まで）に必ず完了させてください。

（４）実績報告書の提出

実績報告書を、納車・代金の支払完了のうち、最後の手続が終わった日から、２か月以内又は令和６年４月 30 日（火）のいずれか早い日までに提出してください。

令和６年３月 29 日（金）までに実績報告書類を提出できない場合は、令和６年３月 29 日（金）までに実施状況報告書を提出してください。

（５）補助金の交付

実績報告書を審査し、補助の要件に適合した場合、補助金を交付します。

【事業実施の流れ】

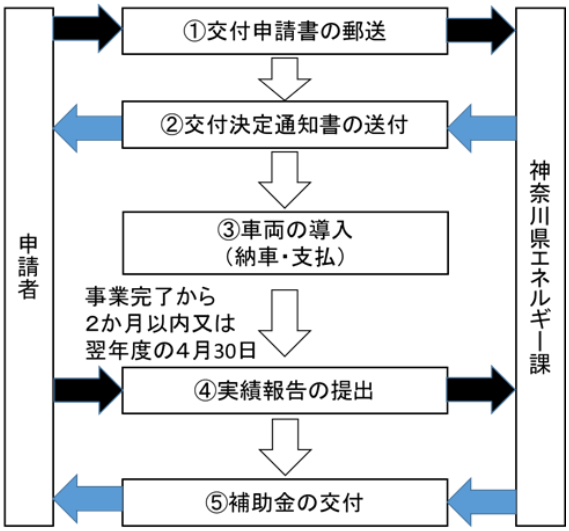

９　その他の主な補助条件

・年度内（令和６年３月 29 日（金））に事業を完了し、実績報告書の提出が可能なこと。

・神奈川県暴力団排除条例の対象に該当しないこと。当該確認のために神奈川県警察本部へ

の照会について了承すること。リースの場合もリース事業者及びリース使用者について神奈川県警察本部への照会を行います。

・リースの場合、補助金相当額が使用者のリース料金に還元されること。

・財産処分の制限期間内（４年）に、財産の処分（売却、廃棄、譲渡等）を行わないこと。また、使用地を県外へ移動させないこと。

（知事の承認を得ず処分をした場合、補助金の全額返還を命じる場合があります。）

10　提出書類

（１）申請に必要な書類

ア　神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金交付申請書（燃料電池産業車両）	別表８第 16 号様式	
イ　役員等氏名一覧表	別表８第 16 号様式別紙１	
ウ　登記事項証明書（原本）		※１ ※２
エ　共同申請同意書（燃料電池産業車両）（リース事業の場合のみ）	別表８第 16 号様式別紙２	
オ　貸与料金算定根拠明細書（リース事業の場合のみ）	別表８第 16 号様式別紙３	
カ　環境省補助金の交付申請書の写し		
キ　環境省補助金の交付申請に係る書類一式の写し		
ク　その他知事が必要と認める書類	その他、必要な場合は追加の書類提出を求めることがあります。	

※１　リース事業者が申請する場合は、リース事業者の登記事項証明書とリース先の登記事項証明書の両方を提出してください。

※２　登記事項証明書は、現在事項証明書と履歴事項証明書のいずれでも構いません。（発行日から３か月以内のもの。写しは不可とします。）

（２）実績報告に必要な書類

ア　神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金実績報告書　（燃料電池産業車両）	別表８第 26 号様式
イ　環境省補助金の完了実績報告書の写し	
ウ　取得財産に係る管理台帳の写し	
エ　導入した燃料電池フォークリフトの売買契約書の写し	
オ　当該事業に係る支出を証する書類の写し	
カ　車両賃貸借契約書の写し（リース事業の場合のみ）	任意様式 ※車両賃貸借契約書には、車両番号や契約期間等の記載が必要です。 もし記載がない場合は、内容の分かる車両

	受領証や納品書等を添付する必要があります。
キ　補助金振込先情報が記載された通帳等の写し	口座名義人（フリガナ）、金融機関名及び店名、預金の種類、口座番号が記載されている部分を添付してください。
ク　神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金仕様変更報告書及び変更に係る書類 ※補助額に影響を及ぼさない補助対象設備の仕様等を変更した場合のみ	別表８第 26 号様式別紙 ※補助額に影響を及ぼすことがない補助対象設備の仕様等を変更した場合のみ
ケ　その他知事が必要と認める書類	その他、必要な場合は追加の書類提出を求めることがあります。

11　申請内容の変更について

（１）計画変更時（別表８第 19 号様式）

変更承認を申請する際は、次の書類を提出してください。

・神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金変更承認申請書（燃料電池産業車両）

リースにより導入した場合は、次の書類も提出してください。

・変更承認共同申請同意書（燃料電池産業車両）（別表８第19号様式別紙）

（２）中止・廃止時（別表８第22号様式）

中止・廃止承認を申請する際は、次の書類を提出してください。

・神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金中止・廃止承認申請書（燃料電池産業車両）

リースにより導入した場合は、次の書類も提出してください。

・中止・廃止承認共同申請同意書（燃料電池産業車両）（別表８第22号様式別紙）

（３）車両を処分する時（別表８第28号様式）

財産を処分する際は、次の書類を提出してください。

・神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金財産処分等承認申請書（燃料電池産業車両）（別表８第 28 号様式）

12　問合せ先

電話　045-210-4133（直通）

「神奈川県燃料電池フォークリフト導入費補助金」ホームページ

URL：https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f460114/fcfl.html

13　書類の提出先

各種書類を提出する場合は、１部、次の宛先に郵送してください。

（県から問合せがあったときのために必ず写しを手元に保管してください。）

〒２３１－８５８８
横浜市中区日本大通１
神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室
燃料電池自動車等導入費補助金担当